

市民が輝く共生・協働・自立のまちづくりを目指して！



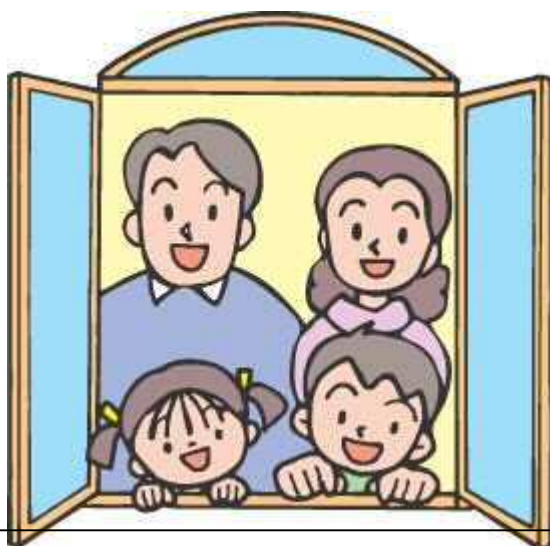
共生・協働・自立推進事業補助金

家族が
健康

自治会が
いきいき

グループ
で楽しく

校区内が
にぎやか



志布志市では、自治会や校区内が、いつも元気でいきいき、にぎやかで、活力ある地域づくりを目指して、「共生・協働・自立推進事業補助金」により、皆様の地域づくり活動を支援します。これは、本市が進める「市民が輝く共生・協働・自立のまちづくり」の施策の一つとして取り組みます。

この「共生・協働・自立推進事業補助金」は、

- ① 市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業補助金
- ② 共生・協働・自立の市民活動支援事業補助金

の2つの補助金に分かれています。

お問い合わせ

志布志市役所

本 庁 企画政策課	地域政策係
TEL 099-474-1111	(内) 252・257
松山支所 総務市民課	地域振興係
TEL 099-487-2111	(内) 323
志布志支所 地域振興課	地域振興係
TEL 099-472-1111	(内) 335



① 市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業補助金

問：補助事業の対象は？

答：本来行政が行うべき事業を、市民等で構成する団体から提案されるモデルとして位置づけられる事業が対象となります。

また、当初は、部分的な取り組みであっても、年次的に、市民に広くサービスの提供が可能な、特に公共性の高い事業が対象となります。

例えば…

● 広報

- ・ 声の市報・議会だより作成事業

視覚障害者向けの録音テープによる声の市報・議会だよりの作成等

- ・ FM等を利用した市政情報発信事業

● 消防・防災

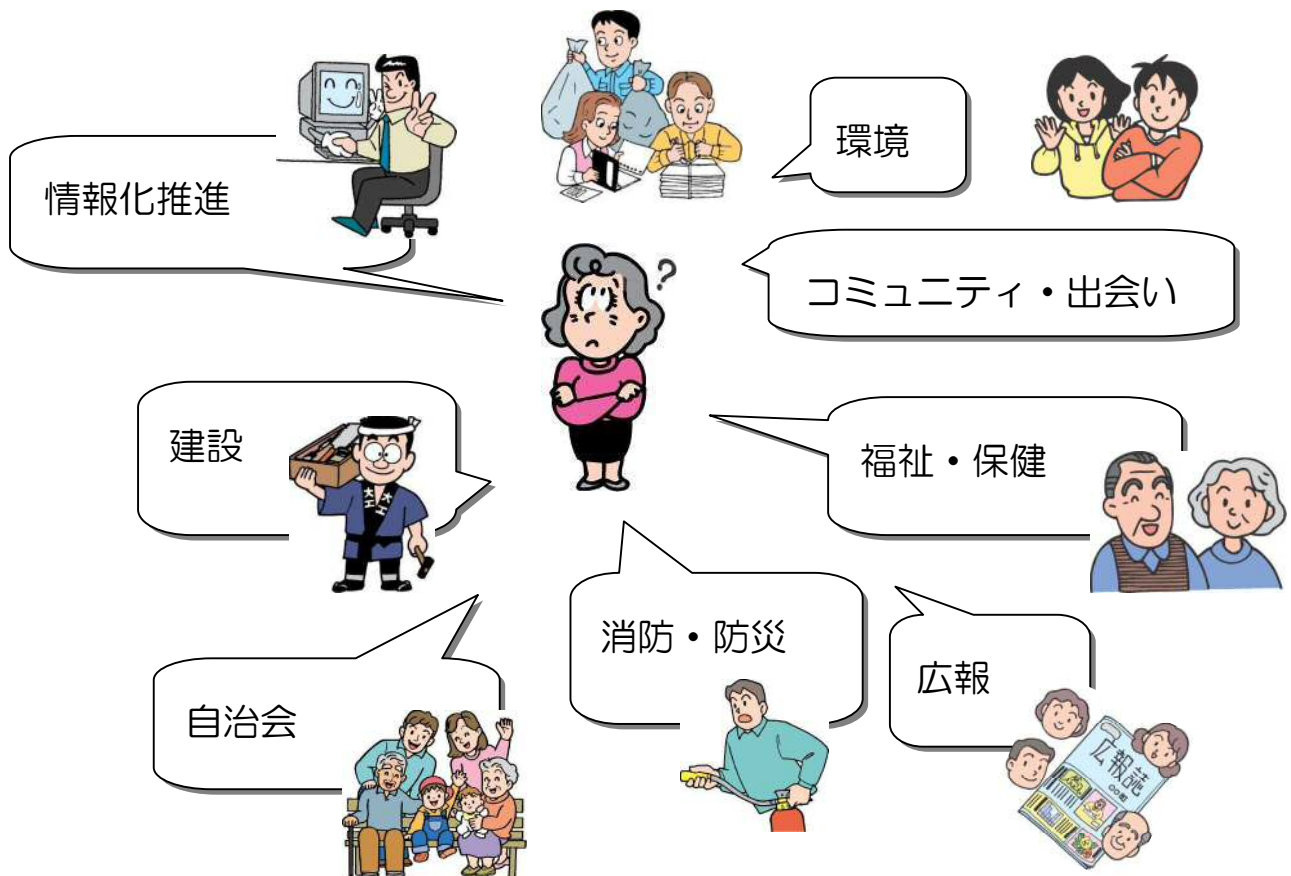
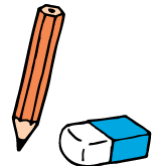
- ・ 災害時情報発信事業

FM等を利用して、災害時のリアルタイムな情報を市民に伝える等

- ・ 自主防災組織等の防災リーダー養成講座事業

- ・ AED 講習事業

各学校等に配置された AED の取扱いを先生、保護者、地域住民に指導



●情報化推進

- ・パソコン出張サポート事業

初心者や高齢者等の自宅へ要請に応じてパソコンの指導に伺う

●環境

- ・市内の水質調査事業

市内の水源や川等の水質調査



●コミュニティ・出会い

- ・市民コミュニティサイト運営事業

志あふれる「志民」参加型のコミュニティサイト運営

- ・出会いサポート事業

しづし愛ネットの運営

出会いの場をお世話するサポートスタッフ連携

●福祉・保健

- ・独居老人等声かけ事業

- ・心配事相談事業

子育てや高齢者や障害者等に関するサポート

- ・健康づくり相談事業

地域を定期的に巡回して健康相談や、インストラクターによる健康体操の実施



●建設

- ・道路等維持管理事業

市内の道路の草払いや軽微な維持補修

など



問：助成の内容は？

答：認定された事業の対象経費（3万円以上）の全額を補助金として助成します。ただし、補助金の上限は50万円です。

なお、国・県・市の他の補助制度の対象となる事業、市から委託された事業、特定の個人又は団体の利益を目的とした事業は除きます。

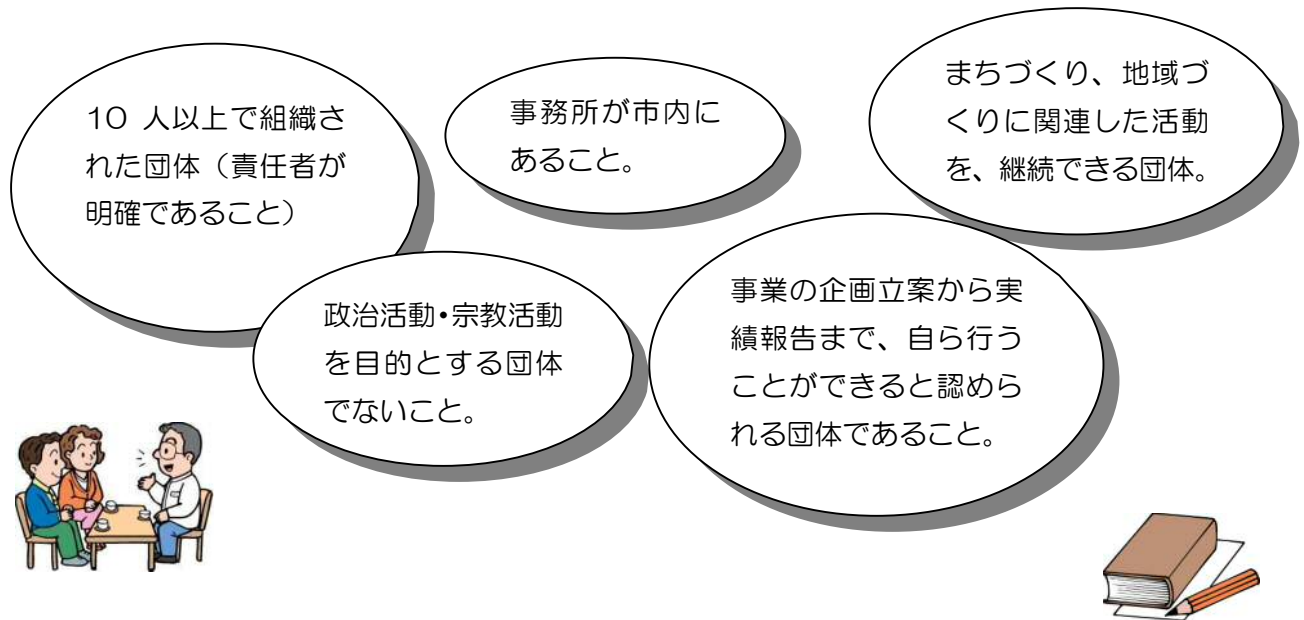
人件費、食糧費、団体の経常的な運営維持管理費、用地取得費などは、補助対象外となります。

ただし、事業の実施に直接必要な者（アルバイトを含む。）に係る人件費のうち、補助対象経費の総額の4分の1までは補助対象とすることができます。



問：助成の対象者は？

答：助成の対象となる団体等は、下記の要件をすべて満たすことができる団体です。



問：申請はどうすればいいの？

答：市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業提案書に、①事業計画書 ②事業収支計画書 ③団体の概要・活動実績調書 ④その他事業に関連した書類を提出していただきます。募集期間は4～5月です。

書類審査、公開審査による審査会を実施、補助金交付の有無を決定します。

※申請書は志布志市ホームページ「志布志市共生・協働推進事業」の申請書ダウンロードのところから出力できます。



問：補助金の支払いはどうなるの？

答：事業が完了し、実績報告後、補助金を確定したのち、支払いとなります。

ただし、事業執行に支障がある場合のみ、補助金決定額の80パーセントを上限に前金払の申請ができます。補助金の残額は、事業実績報告後、補助金確定を行い、精算します。



②共生・協働・自立の市民活動支援事業補助金

(※旧志布志市むら再生事業を拡充)

問：補助事業の対象は？

答：共生・協働・自立の社会づくりの担い手となりうる、自治会や市民グループ等自らが企画し、自主的、継続的に取り組む公共性のある地域づくり事業が対象となります。



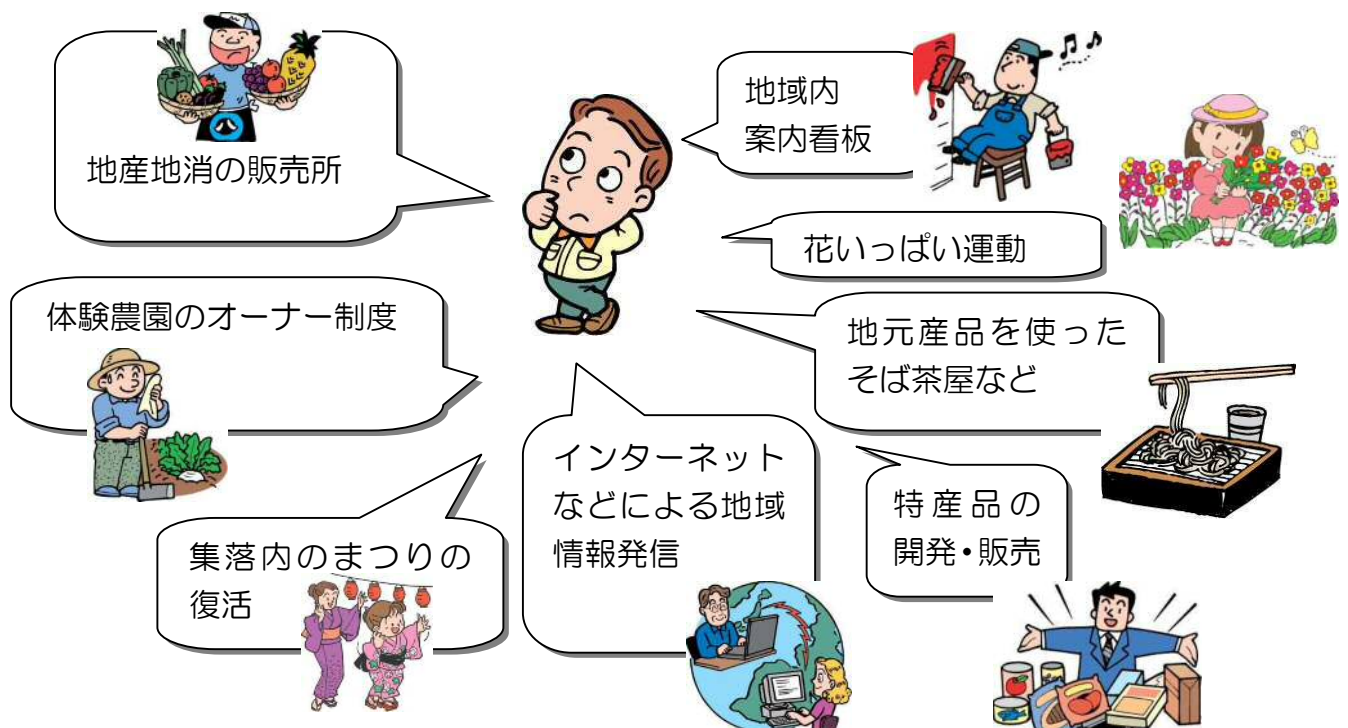
問：助成の内容は？

答：1団体につき1年度1事業とし、回数に応じて助成率は下がりますが、同じ事業に対し通算3回まで申請が可能です。

- 1回目：事業の対象経費の3分の2（上限10万円）を助成
- 2回目：事業の対象経費の2分の1（上限7万5千円）を助成
- 3回目：事業の対象経費の3分の1（上限5万円）を助成

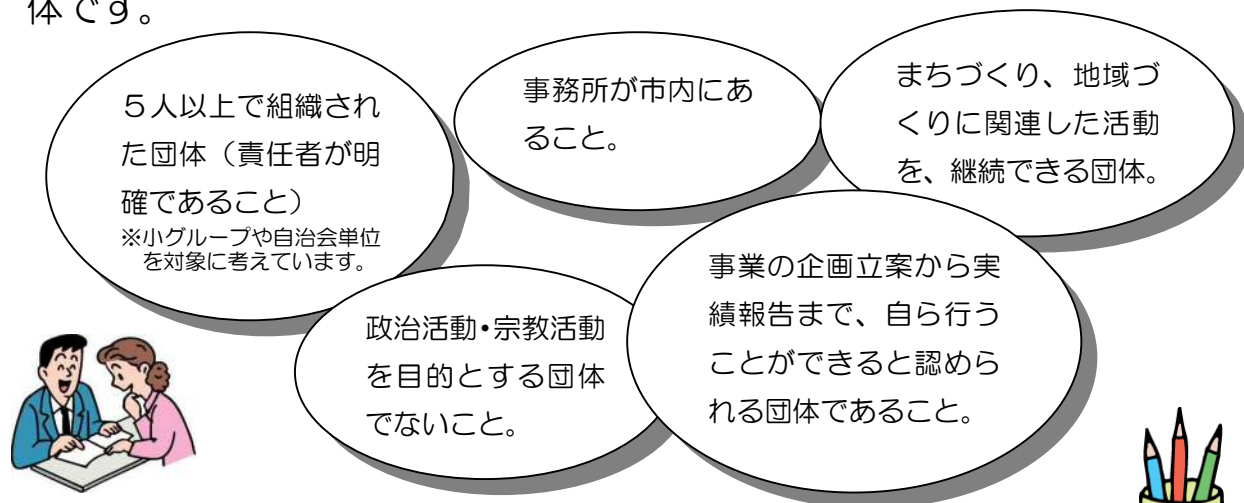
ただし、事業の対象経費は3万円以上とし、農林産加工・販売場は、上限50万円で1回のみ助成となります。

人件費、食糧費、団体の経常的な運営維持管理費、用地取得費などは、補助対象外となります。



問：助成の対象者は？

答：助成の対象となる団体等は、下記の要件をすべて満たすことができる団体です。



問：申請はどうすればいいの？

答：志布志市補助金等交付申請書に、①事業計画書 ②収支予算書 ③その他事業に関連した書類を提出していただきます。内容を審査したのち、補助金交付の有無を決定します。申請は、随時受け付けています。

※申請書は志布志市ホームページ「志布志市例規類集」の志布志市補助金等交付規則のページから出力できます。



問：補助金の支払いはどうなるの？

答：事業が完了し、実績報告後、補助金を確定したのち、支払いとなります。ただし、事業執行に支障がある場合のみ、補助金決定額の80パーセントを上限に前金払の申請ができます。補助金の残額は、事業実績報告後、補助金確定を行い、精算します。

問：ふるさとづくり委員会事業との関係は？

答：ふるさとづくり委員会事業は校区を単位として地域活性化プランを作成し、それにもとづいて事業が実施されます。ふるさとづくり委員会事業の対象となっている事業は、対象外となります。



志布志市では、ふるさとづくり委員会事業（校区単位）と

共生・協働・自立推進事業により、元気な地域づくりを応援します！